

## 彦根市映像作品等撮影協力事業者登録実施要領

### 1 登録までの流れ

(1) 映像制作に協力する事業者(以下「協力事業者」という。)として登録しようとする者は、要綱第3条の申出書に必要な資料※を添えて、以下のいずれかの方法により提出するものとする。

ア 彦根市電子申請サービス

イ 〒522-8501 彦根市元町4番2号 彦根市観光文化戦略部エンタテインメント課フィルムコミッション室(以下「彦根FC」という。)まで郵送または持参

※申出書に添付する資料：サービス資料や料金表など、業務内容がわかる資料

(2) 彦根FCにて申出書の内容を確認し、適当と認める場合は、登録について通知する。原則として登録を行うが、以下に該当する場合は登録をしない。

ア 要綱第2条第1項の登録要件に該当しない場合

イ 要綱第2条第2項に該当する場合

ウ 申出者が辞退した場合

エ 申出者と連絡がつかない場合

### 2 登録の対象となる協力事業者

映像制作者等が市内で撮影を実施するに当たり、さまざまな分野において協力が可能な事業者

(例) 撮影スタッフ等車両・撮影資機材のレンタル、衣装や小道具等の販売・レンタル、映像制作者等の宿泊場所の提供、映像制作者等の飲食提供(弁当、ケータリング、食事場所の提供等) など

### 3 登録の期間

登録を通知した日から要綱第5条の取消し要件に該当する日まで

### 4 登録情報の取扱い

(1) 登録情報については、映像制作者等に紹介するためだけに利用し、他の目的では利用しない。

(2) 彦根FCは、映像制作者等の希望に応じて登録情報を提供するが、映像制作者等に対してあっせんは行わない。

(3) 申出により登録情報の公開が可能な場合においては、申出書の内容に応じて市ホームページで公開するほか、市フィルムコミッション室が作成する観光PR媒体(パンフレットなど)に掲載する。